

4月30日（木）午後12時25分頃、長崎県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが運行中、乗客1名が負傷する車内事故が発生した。

この事故により、乗客1名が入院14日を超える重傷となった。

事故は、バスの運転者が信号停止後、発車アナウンスをするとともに、立っている乗客がいないことをミラーで確認した上、ゆっくり発車したが、乗客が急に立ち上がり転倒した模様。

（2）乗合バスの車内事故②

5月12日（火）午後2時42分頃、千葉県の市道丁字路交差点において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客15名を乗せて運行中、車内事故が発生した。

この事故により、車いすの乗客1名が重傷を負い、付き添っていた乗客1名が軽傷を負った。

事故は、バスが当該交差点を右折する際の遠心力により、車いすの乗客及び付添人が転倒した模様。

（3）貸切バスとダンプカーの正面衝突事故

5月11日（月）午前9時40分頃、山梨県の国道において、静岡県に営業所を置く貸切バスが乗客46名（添乗員1名を含む。）を乗せて運行中、対向してきたダンプカーと正面衝突した。

この事故により、バスの運転者1名及び乗客・添乗員の45名が軽傷を負った。事故は、ダンプカーがわき見運転により対向車線にはみ出した模様。

（4）法人タクシーの死傷事故①

5月7日（木）午前2時0分頃、神奈川県内の国道（片側2車線）において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、他の車両にはねられた歩行者1名をさらにはねた。

この事故により、歩行者は死亡した。

事故は、横断禁止道路を横断していた歩行者が、第2車線を走行していた乗用車にはねられたことにより、第1車線に放り出され、第1車線を走行していた乗用車及び当該タクシーの合計3台にはねられた。

（5）法人タクシーの死傷事故②

5月8日（金）午前0時38分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、横断歩道上を右方向から横断してきた自転車をはねた。

この事故により、自転車乗りの1名が死亡した。

事故は、タクシーが交差点を赤信号で停止した後、青信号に変わり発進し、右折の途中において、衝突位置から約5m手前で自転車に気づき急ブレーキをかけたが間に合わず衝突した。

(6) 個人タクシーの衝突横転事故

5月10日(日)午前0時30分頃、沖縄県の県道交差点において、同県に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、対向してきた乗用車と正面衝突し、横転した。

この事故により、個人タクシーの運転者が軽傷を負い、乗用車の運転者が重傷を負った。

事故は、タクシーが交差点を左折して合流するため一時停止していたところへ、対向車線から中央分離帯を乗り越え進入してきた乗用車が衝突した。

乗用車の運転者は酒気帯び運転であった模様。

(7) 法人タクシーの衝突事故

5月11日(月)午後3時55分頃、静岡県各市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、乗用車と衝突した。

この事故により、タクシーの乗客1名が重傷を負い、タクシーの運転者が軽傷を負った。

事故は、タクシーが信号の無い交差点を直進しようとしたところ、乗用車が同交差点の右方向から一時停止を無視して進入してきたため、タクシーは乗用車の左側面に衝突した。

なお、乗客はシートベルトを装着していなかった模様。

(8) 個人タクシーの死傷事故

5月11日(月)午後10時22分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、歩行者1名をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

事故は、タクシーが青信号にて交差点を直進したところ、交差点先の横断歩道を、歩行者が右側から信号を無視して横断してきた模様。

(9) トラックの正面衝突事故

5月12日(火)午後4時30分頃、兵庫県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、対向してきた乗用車と正面衝突した。

この事故により、乗用車の乗員2名が死亡した。

事故は、乗用車がセンターラインを超え対向車線に進入した模様。

(10) トラックのひき逃げ死傷事故

5月13日(水)午前3時30分頃、神奈川県各市道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、歩行者をはねて、そのまま走り去った。

この事故により、歩行者は死亡した。

事故は、横断歩道のない片側2車線の直線道路で、はねられた男性は車道のセンターラインの近くを歩いていた模様。



【2. 事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました。】

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明やより客観的で質の高い再発防止策が望まれるところではあります。

このような社会的要請に応えるため、国土交通省の委託により（公財）交通事故総合分析センターを事務局として、各分野の専門家から構成される「事業用自動車事故調査委員会」が昨年6月に発足したところであります。

先般、次の調査事案2件について、報告書が議決されたことを受け、4月15日、当該報告書を公表いたしましたのでお知らせします。

- ・事業用自動車事故調査報告書（トラクタ・コンテナセミトレーラの横転事故）
- ・事業用自動車事故調査報告書（大型トラックの積載物（劇物）落下漏洩事故）

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html



【3. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！】

平成27年5月1日より、保有車両数が5両未満の営業所においても、運行管理者の選任が必要となりました。（注）

5月1日以降に運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象となります。なお、処分基準における運行管理者の選任違反（選任なし）は、30日間の事業停止処分が科せられます。

（注）専ら霊きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所等、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるものとして、地方運輸局長により公示された営業所については、保有車両数が5両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

○改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）（抄）

第18条（運行管理者の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数があるとき

一がきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

